



交通傷害

(交通事故危険のみ補償特約セット)

自転車に乗る方へ

ご案内

タフ・ケガの保険「せんだい自転車ほけんプラン」

(注)「タフ・ケガの保険」に被保険者(補償の対象となる方)本人として加入できる方は、保険始期日時時点で満69才以下の方となります。



自転車事故によるケガ、賠償事故の一例

自転車走行中、路肩に乗り上げる際に転倒・・・



自転車で走行中、道路から自転車通行許可の歩道に乗り上げる際、路肩でバランスを崩し転倒してしまい、腰椎を骨折してしまった。

入院:27日
通院:1日
後遺障害等級第11級認定

(注)引受保険会社傷害保険契約の事故事例より

通勤・通学、買い物など、お出かけになにかと便利な自転車。でも、自転車の運転は危険ととなり合わせ。実際に事故にあうと大変です。

自転車に乗っていて人と衝突してしまった・・・



男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

〈神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決〉
判決認容額※:9,521万円

(注)一般社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか?自転車事故の実態と備え」より



※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる場合があります。

せんだい自転車ほけんプラン
なら

補償の概要

交通事故等による「ケガ」を補償!

自転車乗用中など、国内外を問わず、交通事故等による「ケガ」を補償します。(注)交通事故等とは、交通事故や交通乗用具※の火災等をいいます。

- ※交通乗用具とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター等をいいます。
- 交通事故等による「ケガ」により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または約款所定の後遺障害が発生した場合に補償します(傷害死亡・後遺障害保険金)。
- 交通事故等による「ケガ」により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療のため入院した場合に補償します(傷害入院保険金)。日帰り入院から補償します。
- 交通事故等による「ケガ」の治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に補償します(傷害手術保険金)。入院を伴わない手術も補償します。

【保険金お支払例(契約パターンBの場合)】

事故の内容:自転車走行中に転倒し腰椎を骨折した。
(入院治療27日傷害死亡・後遺障害等級第11級認定)
保険金:5,000円×27日=135,000円(傷害入院保険金)
5,000円×15%=750,000円(傷害後遺障害保険金)

損害賠償責任や法律相談費用も補償!

- 自転車事故など偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します(日常生活賠償保険金)。また、日本国内において発生した事故に限り、示談交渉サービスのご利用が可能です。
- 日本国内の事故によるケガなどの被害について、損害賠償請求を弁護士等に委任した場合の費用(弁護士費用等保険金)や弁護士等に法律相談を行った時の費用(法律相談費用保険金)を補償します。(契約パターンAのみ)

(注)詳細は、裏面「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ご契約プランと保険料

■補償項目(保険金額) 保険事故の範囲:交通傷害(交通事故危険のみ補償特約セット)
保険期間:1年間

契約パターン		A	B	C	
補償項目(保険金額)	傷害死亡・後遺障害保険金額	700万円	500万円	300万円	
	傷害入院保険金日額	7,000円	5,000円	1,000円	
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術:傷害入院保険金日額の5倍			
	日常生活賠償保険金額(免責金額:0円)	3億円			
	弁護士費用等保険金額	300万円	-	-	
	法律相談費用保険金額	10万円	-	-	
保険料	本人型	契約パターン	A1	B1	C1
		一時払	9,630円	5,580円	3,780円
	夫婦型(本人+配偶者)	契約パターン	A2	B2	-
		一時払	12,640円	7,730円	-
家族型(本人+配偶者+親族※)	契約パターン	A3	B3	-	
	一時払	17,610円	11,280円	-	

(注)「傷害死亡・後遺障害保険金額」「傷害入院保険金日額」は本人・配偶者・親族とも同じ保険金額となります。

(注)傷害入院保険金支払限度日数:180日/支払対象期間:180日

(注)被保険者(補償の対象となる方)本人として加入できる方は、保険始期日時時点で満69才以下の方となります。

※本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴のないこと)の子

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1. 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

(注1) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
 (注2) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	① 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
傷害後遺障害保険金	交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注) 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	交通事故等によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	傷害入院保険金日額 × 入院日数 (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
傷害手術保険金	交通事故等によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。	② 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など ③ 次のいずれかによるケガについても、保険金をお支払いできません。 ・船舶に搭乗することを職務(養成所の職員・生徒である場合を含みます)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ・被保険者が職務として交通乗用具への荷物などの積み込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など

※1 テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。
 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

2. セットされる特約とその概要

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払いされない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
 (注) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

特約の名称	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 ※3	■日常生活賠償保険金 被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合または日本国内において次のいずれかの事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等を運行不能にさせ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (注) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申し出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意しない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行う事が出来ませんのでご注意ください。また、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。	① 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など ② 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族※5に対する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など
弁護士費用特約 ※3 (契約パターンA)	■弁護士費用等保険金 日本国内における偶然な事故により保険期間中に次の被害を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取 ■法律相談費用保険金 日本国内における偶然な事故により保険期間中に次の被害を被った被保険者が、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取	次のいずれかによって発生した被害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者相互間の事故 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※4 など

※3 この特約における被保険者の範囲は、本人型、夫婦型、家族型にかかわらず次のとおりです。
 ・本人 ・本人の配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまで婚姻歴のないことをいいます)の子
 (注) 日常生活賠償特約において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
 ※4 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※5 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

- この「せんだい自転車(ほけんプラン)チラシ」は「タフ・ケガの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・ケガの保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて引受保険会社ホームページでご参照ください。
- もしくは、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 「タフ・ケガの保険」は傷害補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- 取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

<引受保険会社>

立ちどまらない保険。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

仙台支店 企業営業課
 〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10
 TEL: 022-265-1248

● ご相談・お申込先